

市町村等の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.0%)

機関名	① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職 員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	2,013	50.0	2.48	0.0	
松山市教育委員会	668	15.0	2.25		
伊予市教育委員会	58	1.0	1.72		
今治市教育委員会	298	7.0	2.35		
八幡浜市教育委員会	58	1.0	1.72		
宇和島市教育委員会	177	6.0	3.39		
西予市教育委員会	128	4.0	3.13		
新居浜市教育委員会	107	2.0	1.87		
西条市教育委員会	163	4.0	2.45		
四国中央市教育委員会	117	3.0	2.56		
大洲市教育委員会	102	5.0	4.90		
愛南町教育委員会	137	2.0	1.46		

注 1	①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
2	②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
3	④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。